

議案第135号

訴訟の提起について（港湾局関係）

次のとおり土地賃料等支払反訴請求訴訟を提起する。

当事者及び事件名	事件概要
1 原告 大阪市 被告 隅谷恭子ほか 6名 2 大阪地方裁判所 土地賃料等支払反訴 請求事件	本市は、此花区北港2丁目3番1の市有地の一部を訴外協同組合大阪廃酸処理センター（以下「訴外センター」という。）に貸し付けていたところ、訴外センターが平成24年4月1日から平成26年7月6日までの間の賃料金14,307,677円（以下「本件滞納賃料」という。）並びに平成22年10月1日から平成24年3月31日までの間及び平成27年4月1日から同年9月29日までの間の賃料に対する遅延損害金1,621,936円の合計金15,929,613円を支払わなかったため、当該貸付けに係る連帯保証人の相続人である被告らに対し、上記金員及び本件滞納賃料に対する遅延損害金の支払を求めるもの

平成30年9月12日提出

大阪市長 吉村 洋文

説明

土地賃料等支払反訴請求訴訟を提起するため、この案を提出する次第である。